

小山市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(対象区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する対象区域の範囲並びに緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合(以下「環境施設面積率」という。)は、次の表に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表に定めるとおりとする。

区域の区分	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域及び工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
第3種区域	小山市工業振興条例(平成9年条例第22号)第2条第2項第1号から第4号までに掲げる工業用地(第1	100分の10以上	100分の15以上

	種区域及び第2種区域を除く。)の区域		
--	--------------------	--	--

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積への算入割合)

第4条 緑地が工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。)

第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条の表に規定する区域又は同表に規定する区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、同条の表に規定する区域のいずれかの区域の割合が最も高いときは当該区域に係る規定を当該敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域の割合が最も高いときは同条の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われていた工場において、同日後に生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積

は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「国準則」という。）（備考）1の二及び三並びに3の規定の例により算定した面積とし、この場合における読替えについては、次のとおりとする。

(1) 第3条の表第1種区域の項が適用されるときは、国準則（備考）1の二中「0.2」とあるのは「0.1」と、国準則（備考）1の三中「0.25」とあるのは「0.15」と、国準則（備考）3中「0.2」とあるのは緑地の面積にあつては「0.1」と、環境施設の面積にあつては「0.15」とする。

(2) 第3条の表第2種区域の項が適用されるときは、国準則（備考）1の二中「0.2」とあるのは「0.05」と、国準則（備考）1の三中「0.25」とあるのは「0.1」と、国準則（備考）3中「0.2」とあるのは緑地の面積にあつては「0.05」と、環境施設の面積にあつては「0.1」とする。

(3) 第3条の表第3種区域の項が適用されるときは、国準則（備考）1の二中「0.2」とあるのは「0.1」と、国準則（備考）1の三中「0.25」とあるのは「0.15」と、国準則（備考）3中「0.2」とあるのは緑地の面積にあつては「0.1」と、環境施設の面積にあつては「0.15」とする。